

ウクライナ避難民の対応に関するタスクフォースの開催について

令和4年3月18日
ウクライナ避難民対策
連絡調整会議決定

1. ウクライナから来日する避難民に対する支援を適時適切に行うため、ウクライナ避難民対策連絡調整会議の下に、ウクライナ避難民の対応に関するタスクフォース（以下「タスクフォース」という。）を開催する。

2. タスクフォースの構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房副長官補（外政担当）

構成員 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）

警察庁長官官房総括審議官

総務省大臣官房総括審議官

出入国在留管理庁次長

外務省欧州局長

財務省大臣官房総括審議官

文部科学省国際統括官

厚生労働省大臣官房危機管理・医務技術総括審議官

厚生労働省職業安定局長

国土交通省総合政策局長

3. タスクフォースの庶務は、法務省、外務省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

4. 前各項に定めるもののほか、タスクフォースの運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。